

広産商第366号

令和2年8月13日

オリックス株式会社
代表取締役 井上 亮 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和元年12月13日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
(仮称) ダイレックス石内店
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10494番1ほか

広産商第367号
令和2年8月13日

オリックス株式会社
代表取締役 井上 亮 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和元年12月13日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「(仮称)ダイレックス石内店」について、本市は令和2年8月13日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 駐車場出入口の混雑が予想される場合及び車両の誘導等が必要と考えられる場合には、適切かつ円滑な交通誘導を行うこと。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値が基準値を超えていることから、周辺の生活環境に配慮して、騒音対策を徹底するとともに、営業開始後、周辺の住民から騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、必要な対策を実施すること。
- 3 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 4 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。